議
 第
 180
 号

 令和3年6月7日提出

熊本市自転車駐車場条例の一部改正について

熊本市自転車駐車場条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西一史

熊本市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

熊本市自転車駐車場条例(昭和60年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「熊本市武蔵塚駅前自転車駐車場」の次に「、熊本市熊本駅中央自転車駐車場」を加える。

別表第2中

Γ

を

Γ

熊本市熊本駅南自転車駐車場	熊本市西区春日3丁目591番地1
熊本市新水前寺駅東高架下自転車駐車場	熊本市中央区水前寺1丁目380番地1

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

熊本駅南自転車駐車場を新設する等のため、所要の改正を行う必要がある。 これが、この条例案を提出する理由である。